消防災第２０６号
平成15年10月29日

改正　令和４年７月25日消防災第１９５号
消防広第２２３号
消防特第１４５号

改正　令和７年８月29日消防災第130号
消防広第299号
消防予第376号
消防特第157号

各都道府県消防防災主管部長　殿

消防庁防災課長
消防庁広域応援室長
消防庁予防課長
消防庁特殊災害室長

林野火災の予防及び消火活動について（通知）

貴重な森林資源を大量に焼失するおそれがあるほか、家屋等への被害、市町村境、都府県境を越えた拡大などが懸念される、林野火災の予防対策や消火活動のあり方等については、下記のとおり取り扱われたいので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して周知するとともに、必要な助言や支援を行っていただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　林野火災の予防対策のあり方

（１）総論

林野火災の発生原因の大半はたき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、林野火災予防の意識を醸成するとともに、こうした行為への対策を講じることが重要である。

広報・啓発に関しては、林野火災の特徴に留意した効果的な取組を行うとともに、後述の林野火災注意報、林野火災警報、たき火の届出制度、火入れの許可制度

などの仕組みについて理解を促進するための取組を実施する。

また、具体的な行為への対策としては、火災予防条例に基づくたき火の届出制度や森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく火入れの許可制度を通じて、各消防本部がたき火や火入れの実施を把握し、これらを行う者に対して防火指導を行う。

さらに、実際に林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、段階に応じて、市町村は、強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報や、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を的確に発令し、防火指導の強化や火の使用制限の徹底等を行う。

加えて、広範囲にわたる顕著な少雨が確認された場合には、気象庁は「少雨に関する気象情報」により少雨の状況を周知し、火の取扱いへの注意を呼びかけ、全国的な少雨の広がりがある場合には、気象庁と消防庁は合同による臨時の記者会見等を通じた注意喚起・解説を行い、都道府県、市町村及び消防機関はその内容の周知や注意喚起に努める。

（２）林野火災注意報や林野火災警報の発令

ア．林野火災注意報の的確な発令

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、後述する林野火災警報を発令する前段階において、消防本部が強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起を行うとともに、林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報[1]を的確に発令する。

（ア）発令基準

「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）を踏まえ、以下の発令指標に該当する場合には発令することが考えられるが、地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能である。

【林野火災注意報の発令指標の設定例】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

① 前３日間の合計降水量が１㎜以下 かつ 前30日間の合計降水量が30㎜以下

② 前３日間の合計降水量が１㎜以下 かつ 乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能である。

[1] 管内に林野を有していない、又は林野を有していても、林野の面積や当該市町村の消防力、林野周辺の消防水利の状況等を踏まえると、林野火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられる林野のみである市町村にあっては、火災予防条例において、必ずしも林野火災注意報制度を位置付けることを要しない。

林野火災注意報の発令指標に該当するか否かについては、当面の間は、毎朝５時頃の気象概況の通報を受けた際に乾燥注意報の発表状況を確認するとともに、気象庁のホームページ[2]又は市町村が独自に設置している雨量計等により、合計降水量についても確認することにより把握する。

（イ）解除基準

林野火災注意報の解除については、毎朝５時頃の気象概況の通報を受けた際に加えて、当日の天気予報が晴れであったにもかかわらず降水があった際など、上記の発令指標に該当しなくなった場合に解除する。

（ウ）火の使用制限の努力義務の対象区域

林野火災注意報発令時の火の使用制限の努力義務については、林野火災の発生の危険性を勘案して、必要に応じて対象となる区域を指定する。その際、例えば、森林又はその周囲の一定の範囲内を区域として指定することが考えられる。

【具体的な区域指定の方法（例）】

- 森林の範囲の特定に当たっては、森林法第５条の規定により都道府県知事が作成する地域森林計画や同法第７条の２の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象となっている区域を参考とすることなどが考えられる。
- なお、森林の面積や当該市町村の消防力、森林周辺の消防水利の状況等を踏まえると、林野火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられる森林を区域指定から一部除外することも考えられる。

また、当該区域指定は、たき火の届出制度の対象区域と同一の区域をあらかじめ指定し、林野火災注意報の火の使用制限の努力義務の対象区域として周知しておくことが望ましい。こうした区域指定は、林野火災のハザードマップとしても機能することから、平時からの住民への注意喚起にも活用することも考えられる。

（エ）発令対象期間

林野火災注意報の発令対象期間としては、基本的に１～５月は対象期間とすることとし、それ以外の期間については各地域の気象特性等を踏まえて市町村の判断により対象期間とする。

（オ）発令権者

林野火災注意報の発令権者は市町村長とすることを基本とするが、円滑

---

[2] 合計降水量については、次の気象観測所一覧等のうち、対象区域に最も近い気象観測所の数値を参照することを基本とする。
地域気象観測所一覧 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/amedas/ame_master.pdf
（地図 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas&elem=obsStation）
気象庁のホームページにおける合計降水量の確認方法については、別紙１を参考とすること。

な発令に資するよう、発令手続等について、あらかじめ消防本部と市町村長との間で協議の上、定めておくことが望ましい[3]（例えば、消防長に対して地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第１項の規定に基づく事務委任をすることなども考えられる。）。

（カ）周知・広報

林野火災注意報の住民への周知・広報については、あらかじめ、ホームページや広報誌、SNS など様々な媒体を活用して制度の周知に努めるとともに、実際に発令された際には、これらに加えて、対象区域内における防災行政無線や消防車両による巡回等による広報に努める。

イ．林野火災警報の的確な発令

消防法第 22 条の火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとし、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、林野火災警報を的確に発令し、林野周辺の区域における火の使用制限を行う。

発令基準については、報告書を踏まえ、以下の発令指標に該当する場合には発令することが考えられるが、地域の気象特性等に応じて、適宜発令指標に調整を加えることも可能である。

【林野火災警報の発令指標の設定例】

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

その他、解除基準、火の使用制限の対象区域、発令対象期間、発令権者、周知・広報等については、林野火災注意報の考え方を準用できることから、ア．の林野火災注意報の項目を参照すること。

（３）消防本部によるたき火や火入れの実施の把握と防火指導の実施

ア．たき火の届出制度

消防本部は、火災予防条例に基づくたき火[4]の届出制度[5]等を通じて、たき火の実施を把握し、たき火を行う者に対して、消火準備等の防火指導を行う。

（ア）届出対象区域

---

[3] 特に、複数の市町村を管轄する組合消防においては、あらかじめ構成市町村と発令の手続等についてよく協議すること。

[4] 消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいい、森林法第 21 条の許可対象となる火入れを基本的に含む。

[5] 管内に林野を有していない、又は林野を有していても、林野の面積や当該市町村の消防力、林野周辺の消防水利の状況等を踏まえると、林野火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられる林野のみである市町村にあっては、火災予防条例において、必ずしもたき火の届出制度を位置付けることを要しない。

たき火の届出については、林野火災の発生の危険性を勘案して、必要に応じて対象となる区域を指定する。区域指定の考え方については、林野火災注意報の考え方を準用できることから、（２）ア．（ウ）の林野火災注意報の対象区域の項目を参照すること。

（イ）届出対象期間

たき火の届出についても、対象期間を指定することが考えられ、基本的には、林野火災の発生の危険性が高い１～５月は対象期間としつつ、地域の気象特性等を踏まえて対象期間を変更することが考えられる。

（ウ）周知・広報

たき火の届出の住民への周知・広報については、どのような焼却行為が届出の対象となるかを分かりやすくする観点から、具体例などを用いるとともに、ホームページや広報誌、SNS など様々な媒体を活用し、周知・広報に努める。

（エ）廃棄物処理法における廃棄物の焼却禁止との関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の２においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、廃棄物の焼却が例外に該当する場合を除いて禁止されていることから、地域の実情に応じ、廃棄物処理担当部局と情報の共有等を行うことも考えられる。

イ．火入れの許可制度

森林又は森林の周囲１キロメートルの範囲内の土地における火入れ[6]については、森林法第 21 条により市町村長の許可を受けてその指示するところに従ってでなければ行ってはならないとされている。

（ア）許可制度の周知及び関係部局間の情報連携の強化

火入れを行う者による消火準備等の徹底が図られるよう、市町村において許可制度の周知を行うとともに、火入れの許可情報を許可部局と消防本部との間で共有するなど、情報連携を強化する。

（イ）火入れの許可申請とたき火の届出との関係

森林法第 21 条の許可対象となる火入れは基本的にたき火に包含される行為であると考えられるため、火入れを行う者が火入れの許可申請とたき火の届出の重複した申請・届出を行う必要がないよう、許可部局と消防本部との間での火入れの許可情報の共有を徹底し、運用上、火入れの許可申請がなされたことをもってたき火の届出がなされたこととみなす取扱いとすることが考えられる。

（４）消防本部による防火指導の強化等

6 森林法第 21 条の許可対象となる火入れは「土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為」のことをいう。

林野火災予防対策の実効性を担保するため、消防本部は、たき火や火入れ等を行う者に対して、消火準備等の必要な防火指導を行う。また、林野火災注意報や林野火災警報の発令時には、警戒パトロール等を行い、防火指導の強化や火の使用制限の徹底を行うことで、林野火災予防の実効性を高める。

防火指導を行う際は、行為の危険性や常習性等も勘案しながら、必要に応じて消防法第３条の措置命令を活用することも考えられる。

（５）顕著な少雨が確認された際の取組

気象庁は、広範囲にわたる顕著な少雨が確認された場合には、「少雨に関する気象情報」により少雨の状況を周知し、火の取扱いへの注意を呼びかける。さらに、全国的な少雨の広がりがある場合には、気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見等を通じた注意喚起・解説を行う。この場合には、都道府県、市町村及び消防機関においても周知や注意喚起に努める。

（６）火気設備等の適切な取扱い

林野火災の発生はたき火や火入れによるものが中心となっているが、使用時に火の粉が飛散するおそれのある火気設備等が原因となる場合もある。

そのため、こうした火気設備等の使用に当たっては、取扱説明書等に従って適切な方法で使用することや、強風時には使用しないことを徹底することが必要である旨周知する。

（７）広報・啓発の実施

ア．広報啓発のあり方

林野火災の予防については、その出火原因の大半が人為的な要因によるものであること、季節的な偏在性があること、急激に延焼する危険があることなどの林野火災の特徴に留意した効果的な広報・啓発等の取組を行う。また、前述の林野火災注意報、林野火災警報、たき火の届出制度、火入れの許可制度などの仕組みについて理解を促進するための取組を実施する。

イ．実施主体

行政による広報・啓発は、消防本部が単独で行うよりも消防団と連携した取組の一層の促進や、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等の林野火災・災害対応、火の取扱いに関係する幅広い部局が参画して取組むことが重要である。また、地域が一体となった防火意識の醸成には、行政だけに限らない住民や各種関係団体などとの連携・協力が不可欠であり、自主防災組織や女性防火クラブなど、住民や事業者などが主体となる活動によるものも含めた取組が重要である。

ウ．広報・啓発の手法

広報・啓発を行う際には、その相手に応じて、効果的な手法やタイミングな

どが異なることに留意する。例えば、地域内の住民か入山者などの地域外からの来訪者かによって実施方法や曜日・時間帯、周知すべき火の取扱内容などが異なるほか、林野火災の危険性が高まる時季も出火の原因に応じて異なることにも留意する。

また、ポスター掲示やテレビ、ラジオといった従前からの方法の活用のほかSNS を始めとしたインターネット媒体等も用いることにより、自地域に限らない来訪者等も含めた防火意識の醸成を図ることも重要である。

エ．臨時の広報・啓発や警戒の実施

林野火災の危険性が高いと判断される際には、林野火災注意報又は林野火災警報の発令及び対象区域内での適切な周知・伝達をすることのほか、臨時的な広報・啓発の実施や、関係機関が密接に連携・協力した重点的な警戒パトロールなどの取組を行うことにより、火災の未然防止、早期発見等を行う。なお、ヘリコプターに消火用資機材を装着して巡回監視することは、林野火災発生防止の観点から有効であるが、出動中に救助や救急など他の災害事例が生じた場合には消防・防災航空隊は、当該消火用資機材の取り外しを迅速に行えるよう配慮する。

2　林野火災の消火活動のあり方

（1）林野火災の消火

林野火災は、ひとたび発生すると、貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及び、市町村境、都府県境を越えて拡大することもある。そのため、林野火災の消火活動には、早期消火・延焼拡大防止の観点から、迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められる。

しかし、林野火災は急峻な山地等で発生することから、ほかの火災と違い、特有の消火困難性を有している。特に、①進入が困難（ルート限定、所要時間増）、②放水が困難（水利が乏しい、高低差による水圧低下）、③全体像の把握が困難（火点・燃焼範囲の特定）等の要素があげられる。

また、気象状況の変化（延焼スピード・方向、飛火）、燃焼物体（植生、地形の傾斜、造作・建築物）等の要素も大きな影響を及ぼし、状況によっては活動が限定的（夜間の活動停止）、また長期間になることも多い。

これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮体制の確立」が重要となる。

（2）地上・空中消火の連携

林野火災の消火は、消防車両等により水又は消火薬剤（以下「水等」という。）を地上から火災地点又は重要防ぎょ地点（住家等）、その周辺に放水して行う林野火災の防ぎょ（以下「地上消火」という。）及びヘリコプターにより水等を空中か

ら火災地点又はその周辺に散布して行う林野火災の防ぎょ（以下「空中消火」という。）とに大別される。

地上消火、空中消火ともに、水等を火災地点に直接放水、散布して消火する方法（直接消火法）と、火線の前方に予め水等を放水、散布して防火帯をつくることにより火災の延焼阻止を図る方法（間接消火法）とに区分される。

地上消火は、重要防ぎょ地点等への延焼を阻止するために目標となる線（以下「延焼阻止線」という。）を設定し、延焼阻止線外の延焼を防止するための消火活動を行い、空中消火は、延焼阻止線内の地上消火が困難な地域に対する消火活動を行うなど、地上消火と空中消火の連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施することが重要である。このため、地上部隊と陸上部隊がＷｅｂやデジタル資機材等を活用して活動方針を十分に共有し、効果的な活動につなげていく必要がある。

また、日頃から消防本部と消防・防災航空隊との連携訓練を実施するとともに、地上部隊とヘリコプターの連携体制の充実に努める必要がある。

（３）消火薬剤の活用

残火処理など散水場所が限定され、少ない散水量での消火効果が期待でき、消火薬剤の運搬・混合作業等現場の運用への影響も少ないと考えられる場合における消火薬剤の活用を図る。

（４）速やかな応援要請による部隊増強

ア．地上消火

林野火災は突然の気象変化等により急激に状況が変化することが多く、夜間にはヘリによる消火ができないことから、延焼拡大を阻止するため長期ローテーションを組んでの消火活動が求められる。早期に部隊の増隊等を図るためにも、発災後、速やかに交代要員を考慮した上で必要な消防力を判断し、時機を失することなく隣接消防本部、県内消防本部、消防庁等に対して躊躇無く応援を求める。

（ア）都道府県、隣接市町村等への事前通報

市町村長は、林野火災を覚知した場合、所属する都道府県内（以下「同一都道府県内」という。）の必要な消防応援が速やかになされるよう、覚知後速やかに、都道府県知事や隣接する市町村の長に報告する。

（イ）相互応援協定等による出動要請

林野火災が発生した市町村（以下「火災発生市町村」という。）の長は、日没までの活動可能時間に配慮して、できるだけ早期に、消防の相互応援協定などに基づき、他の市町村長に対して消防の応援を要請する。

消防の応援を要請する場合の情報の提供については、各市町村の相互応援協定に定めるところによるほか、同協定がない場合は別紙２（１）に定め

るところによる。

また、代表消防機関など都道府県内応援部隊の調整を行う消防本部を有する市町村長は、火災状況を把握し、必要に応じて消防の応援に関する助言・調整を行うなど積極的な支援が求められる。

（ウ）緊急消防援助隊の出動要請

火災規模等から、大規模な被害へと拡大する危険性が高く、（イ）による応援だけでは消火が困難と見込まれる場合には、火災発生市町村の長は、直ちに都道府県知事に対し、消防組織法第 44 条に基づき統括指揮支援隊などの緊急消防援助隊の出動を消防庁長官へ要請することを求める。

このためにも、林野火災に係る応援要請基準を各消防本部の受援計画で明確化し、迅速な応援要請につながるよう担保するとともに、発災時に円滑に受援体制を整えられるよう、受援計画に基づいた訓練を定期的に行う必要がある。

イ．空中消火

林野火災では、地上消火が困難な場合もあり、早期に空中消火の実施体制を整えることが被害軽減に役立つことから、時機を失することなく、消防・防災ヘリコプターを保有する自治体、消防庁等に対して躊躇なくヘリコプターによる応援を求める。

（ア）消防・防災航空隊への事前通報

市町村長は、林野火災を覚知した場合、同一都道府県内の消防・防災航空隊が速やかに出動できるよう、覚知後速やかに、都道府県知事（当該消防・防災航空隊が市町村に属する場合には当該市町村の長。以下この項において同じ。）に報告する。

（イ）同一都道府県内の消防・防災ヘリコプターの出動要請

火災発生市町村の長は、同一都道府県内の航空消防応援協定等に基づき、日没までの活動可能時間に配慮してできるだけ早期に、都道府県知事に消防・防災ヘリコプターの出動を要請する。要請する場合の情報の提供については、同協定の定めるところによる。

（ウ）他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの出動要請

①　相互応援

延焼状況から被害の拡大が予測され、（イ）の消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合には、火災発生市町村の長又は都道府県知事は、相互応援協定等に基づき、消防・防災ヘリコプターの出動要請を速やかに行う。

要請する場合の情報の提供については、同協定の定めるところによる。

②　広域的な航空消防応援

上記（イ）及び（ウ）①により出動した消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難であり、大規模な被害が生じるおそれがある場合には、火災

発生市町村の長は、直ちに都道府県知事に対し、消防組織法第 44 条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援（以下「広域航空消防応援」という。）又は緊急消防援助隊による広域的な航空の応援を消防庁長官へ要請することを求める。

要請を求める場合の情報の提供については、別紙２（２）に定めるところによる。

その際、必要に応じて、「航空指揮支援隊」、「航空後方支援小隊」などの出動を要請することを求める。

（エ）必要な機数の判断

火災発生市町村の長又は当該市町村の属する都道府県の知事は、出動を要請する他の都道府県の消防・防災ヘリコプターの機数について、給水場所、活動空域、予想活動時間、離着陸場の場所等を考慮しながら判断する。なお、日頃から消防本部と消防・防災航空隊が合同で図上訓練などを実施し、火災規模や諸条件に応じた必要機数の判断の目安をたてておく。

（オ）自衛隊ヘリコプターの要請

林野火災が発生した都道府県の知事は、林野火災に係る状況を自衛隊に早期に情報提供するとともに、国民の生命に被害が及ぶおそれがあり、かつ消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を失することなく、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第１項に基づき、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。なお、火災発生市町村の長は、上記要請が円滑に行えるよう、災害の状況を踏まえ、同一都道府県の知事に対して、日没までの活動可能時間に配慮しつつ、迅速的確に派遣の要請を求める。自衛隊の部隊等の派遣を要請する場合の情報の提供については別紙２（３）に定めるところによる。

（カ）自衛隊との平時からの関係強化

林野火災では散水量の大きい自衛隊の大型ヘリによる空中消火が有効であるため、当該都道府県の知事から自衛隊に災害派遣要請を行い、連携して消火活動に従事することが効果的である。このため、平時より消防機関、都道府県及び自衛隊との間で連絡・情報共有体制を構築し、災害時の円滑な要請及び活動ができるよう関係強化に努めていくべきである。

特に、自衛隊の大型ヘリが活動するためには、大量の消火用水を取水する取水点に加え、補給、整備等のための一定の地積を有する展開地や燃料車といった大型車等が進入可能な活動基盤が必要となることを踏まえ、初動から円滑に活動できるよう、地方公共団体は、平素の段階からヘリの活動基盤の確保に係る準備に加え、自衛隊への災害派遣要請に先立ち、当該活動基盤を選定しておくことが求められる。

（キ）同時多発火災の考慮

春先の乾燥・強風時においては林野火災が多発する可能性があり、応援要請先のヘリコプターが他の林野火災に出動していることも想定される。消防・防災ヘリコプターの出動要請にあたっては、火災発生市町村は、広域的な被害状況を把握する。同一都道府県内の消防・防災航空隊と連携を図り、ヘリコプター動態管理システムを活用し、ヘリコプターの位置情報や運航状況等を把握する。

（ク）応援資源の配分

複数の林野火災が一の都道府県で発生している場合は当該都道府県の知事が、都道府県をまたがって発生している場合は消防庁長官が、被災地の市町村長や都道府県知事の意見を聞き、出動又は派遣の要請に係る複数のヘリコプターの活動調整を行う。

（５）指揮体制の確立

ア．災害対策本部等の設置

林野火災が発生した際には、情報の収集や対応方針の決定など、総合的な対応が行えるよう、迅速に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２に定める災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部において、火災や活動に関する情報の収集や、防ぎょ方針・戦術の立案、各部隊への伝達・運用を適切に実施するため、現地指揮本部（関係機関が上記の作戦等について調整を図るための場所）を設置することとし、火災発生市町村の消防長又は消防署長を現地統括指揮者とする。現地指揮本部の構成員は別紙２（４）に定める機関の現場責任者のうち、必要と認める者とする。

イ．現地指揮本部の運営

（ア）現地統括指揮者は、消火活動の考え方や関係機関の役割を示し、応援派遣のスキームに留意の上、指揮系統を明確化する。

（イ）現地統括指揮者は、地上消火と空中消火の役割分担を含む戦術を明確化する。

ウ．災害対策本部等における調整会議の開催

活動開始、活動終了時に、現在の活動成果を共有し今後の活動計画等を協議するための関係機関による調整会議を開催する。

エ．災害対策本部等における情報共有

（ア）平時から林野火災防ぎょに必要な道路、水利（消火栓、防火水槽、自然水利）、離着陸場（候補地）、重要防ぎょ施設、飛行障害物、植生等の情報を記入した林野火災防ぎょ図を整備する。その上で、ヘリコプターの活動エリア、陸上部隊の活動エリア、延焼箇所及び程度並びに水利の状況（消火栓を活用しているのか、無限水利を活用しているのか）などの林野火災防ぎょに必要な各種情報を一覧化して記載し、共有する。その際に用いる地図として

は、各機関の部隊が地名によらず場所を把握できるよう、グリッド図（地図にグリッド線を入れ、アルファベット、数字等により位置を特定可能としたもの）とする。グリッド図は、原則として現地統括指揮者が作成するが、消防の相互応援協定や広域航空消防応援が出動する場合には、都道府県庁の災害対策本部等において作成する。また、緊急消防援助隊が出動する場合には、情報統括支援隊が作成する。

（参考　別紙３　奏功事例１、別紙４　奏功事例１）

（イ）時系列に整理した関係機関の活動状況を一覧化し、共有する。

（参考　別紙３　奏功事例２）

（ウ）関係機関の出動部隊との情報連絡手段の確保のため、消防無線、航空無線等が支障なく使用できる体制を整備するほか、ヘリコプターテレビ伝送システム（ヘリテレ）等を活用し、現場状況を迅速的確に把握し、共有する。

（参考　別紙３　奏功事例３）

（６）活動上の留意点

ア．地上消火

（ア）地上消火の安全対策

地上消火の安全管理については、「警防活動時等における安全管理マニュアル（昭和 59 年８月８日付け消防消第１３２号通知）」を参考に、自らのマニュアルの整備に努めるとともに、実際に警防活動等を遂行するにあたっては、本マニュアルで取り上げた事項に留意しつつ、具体的な災害現場に即して隊員の行動の安全管理の徹底を図る。

また、前述のとおり、林野火災は気象条件等により急激に状況が変化するとともに、特に夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があることから、隊員の疲労管理が重要となる。このため、早期に長期ローテーションを確立し、隊員の活動時間を組織的に管理する必要がある。

（参考　別紙３　奏功事例４）

（イ）活動内容

活動時期ごとに以下のように取り組むことが有効である。

①　初期

民家の焼損防止を最優先とする延焼阻止線を設定した後、タンク車や背負式水のうの活用により民家付近の放水を実施し、延焼の拡大を食い止める。

②　中期

民家付近の延焼抑制が図られた後、タンク車や背負式水のうの活用により山林部への放水を実施する。

③　後期

山林部の延焼抑制が図られた後、背負式水のうやスコップ等の活用により放水等を実施し、残火を完全に鎮圧・鎮火する。

なお、活動期間が長期におよぶ可能性がある場合は、後方支援体制を十分確保する。

（参考　別紙３　奏功事例５）

（ア）（イ）に定めるもののほか、地上消火の体制については別紙２（５）に定めるところによる。

イ．空中消火

（ア）ヘリコプターの安全対策

① ヘリコプターの円滑な活動の支援及び輻輳するヘリコプターの安全確保を図る必要がある場合、消防機関等は「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」（平成８年１月 26 日付け空航第 35 号及び空保第５号）に基づき、空港事務所に対して航空情報（ノータム）の発出を要請するとともに、航空波により現場周辺空域の活動ヘリコプターに対して航空交通情報を提供するなど、その運用に配意する。

② 無人航空機等の飛行から消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの飛行の安全を確保する必要がある場合、消防機関等は航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）に基づく緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼する。

③ 機体数や活動空域の条件により、機体の統制が安全対策上有効と考えられる場合、自衛隊と各機関の空中消火活動を行うヘリコプターを調整するための統制機の運用及び相互間通信を確保するための共有の飛行援助用周波数等の使用について調整する。

④ 夜間は、日没に伴い視力が低下するほか、煙の影響等により、操縦に必要となる気象状態、線状障害物、空中消火器材のけん吊状態での高度等に係る情報入手や他のヘリコプター及び地上の人員等の状況を把握することに制約を受けるため、空中消火は実施しない。

（イ）消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの連携

各々のヘリコプターの大きさ・性能、搭載水量、給水方法・時間等を考慮して連携方策を検討する。

具体的な役割分担及び連携の方法としては、以下のような例がある。

① 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊中型ヘリコプター（多用途ヘリコプター）はピンポイントの消火が可能なことから、地形が狭隘で複雑な区域や、家屋に近接する区域を担当し、自衛隊大型ヘリコプター（輸送ヘリコプター）は、一度に大量の水を散布することが可能なことから、地上消火の部隊が入山困難で水利が不足する山中や火勢の強い箇所を担当する。消防・防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターとの間で活動区域と役割分担を適切に行う。

② 飛行経路を頻繁に変更することがないよう、取水点から火点の間を安全に飛行できる経路を設定することに加え、消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターが狭い空域で混在する等の場合には、安全確保の観点からエリア分けではなく時間分けによるローテーションとする。その際、切れ目ない消火活動を実施できるよう、各々の運行時間を設定する。

（ア）（イ）に定めるもののほか、空中消火の体制については別紙２（６）に定めるところによる。

（参考　別紙３　奏功事例６）

ウ．緊急消防援助隊等との連携

都道府県内応援隊や他都道府県から応援に来る緊急消防援助隊が効果的に活動できるよう、地元を熟知した地元消防本部及び消防団と情報共有を密にし、連携強化を図ることが重要である。

３　その他

（１）計画

ア．空中消火を含む林野火災対策については、地域防災計画のなかで定めるものとする。

イ．消防計画については、市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第１号）によるほか、空中消火を含めた林野火災対策について具体的に計画を定めるものとする。

（２）報告

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）に基づき、報告するものとする。